



派遣労働者として雇い入れようとするときの明示

(労働者派遣法第 31 条の 2 第 2 項)

令和 8 年 3 月 20 日	
需給 花子 殿	
(事業所名) 株式会社〇〇	
(許可番号) 派 01-300000	
① 協定対象派遣労働者であるか否か	<input checked="" type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者である (当該協定の有効期間の終了日: 令和 9 年 3 月 31 日) <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない
② 昇給 ③ 賞与 ④ 退職手当の有無	・昇給 (有 (時期、金額等: _____)), <input checked="" type="radio"/> 無 ・賞与 <input checked="" type="radio"/> (有 (時期、金額等: 12 月、年間の業績及び人事考課により支給されない可能性あり)), 無 ・退職手当 <input checked="" type="radio"/> (有 (時期、金額等: 別途退職給与規定により勤続 3 年目以降に支給)), 無
⑤ 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項	(1) 苦情の申し出先・処理方法・連携体制 派遣元 (部署) 派遣事業部 (役職) 派遣事業部長 (氏名) ※※ ※※ (電話) (0123) × × - 〇〇〇〇 派遣先 (部署) 水産加工開発部 (役職) 水産加工開発部長 (氏名) ## ## (電話) (0133) × × - △△△△ (2) 苦情処理方法 ① 派遣先における (1) 記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣先責任者へ連絡し当該派遣先責任者が中心となり誠意を持って遅滞なく当該苦情処理の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。 ② 派遣元における (1) の記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡し当該派遣元責任者が中心となり誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知します。 ③ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり即日処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決をはかることとします。

<p>⑥労働者派遣 法第31条の2 第4項に基づ く派遣元の説 明義務に関す る事項</p>	<p>*「協定対象派遣労働者ではない（派遣先均等・均衡方式）」の場合 派遣労働者は、派遣元に対し、派遣先の通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。</p> <p>派遣元（部署） （役職） （氏名） （連絡先）</p> <p>*「協定対象派遣労働者である（労使協定方式）」の場合 派遣労働者は、派遣元に対し、</p> <p>（1） 協定により賃金等の待遇が決定されていることを含め、労働者派遣法に定める待遇の確保に関する決定をするに当たって考慮した事項。</p> <p>（2） 派遣先の実施する教育訓練及び派遣先が利用の機会を与える福利厚生施設に関して、派遣先の通常の労働者との待遇の相違（内容・理由）について説明を求めることができる。</p> <p>派遣元（部署） （役職） （氏名） （連絡先）</p>
--	--